

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内 高齢者雇用に関する助成金について

令和3年4月1日に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）が改正され、**65歳までの雇用確保（義務）**に加え、**70歳までの就業機会の確保が努力義務**となりました。改正に伴い、高齢者の定年引き上げや、働きやすい制度作りに取り組む事業所が年々増加しております。今後、高齢者が働き続けることができるよう、高齢者の雇用の推進を図っていく際に、ぜひ活用を検討していただきたい助成金が「**65歳超雇用推進助成金**」です。高齢者が意欲と能力のある限り働くことができる、生涯現役社会の実現を目的としています。

ご案内 65歳超雇用推進助成金について

「65歳超雇用推進助成金」は**3つのコース**で構成されており、事業所は自社の取り組み内容に合ったコースを選択して申請することができます。

1 65歳超継続雇用促進コース

65歳超継続雇用促進コースは、65歳以上への定年引き上げや、定年廃止、継続雇用制度の上限引き上げや、制度の導入を行った企業に助成するコースです。申請には、次のいずれかを実施する必要があります。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ① 65歳以上への定年引き上げ | ③ 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 |
| ② 定年制度の廃止 | ④ 他社による継続雇用制度の導入 |

2 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した企業に対し、経費の一部を助成するコースです。申請には次の措置のいずれかを実施する必要があります。

- ① 高齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処理制度の導入または改善
- ② 高齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- ③ 高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高齢者が意欲と能力を発揮して働くために必要な知識を付与するための研修制度の導入または改善
- ⑤ 専門職制度など、高齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等

3 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を、無期契約労働者に転換させた場合に助成金が支給されるコースです。

裏面では65歳超雇用推進助成金の活用の注意点を紹介いたします

高齢者を新規採用する場合には活用できない

65歳超雇用推進助成金は、**現在雇用されている高齢者**の定年引き上げや継続雇用を支援する制度ではありますが、これから新しく高齢者を雇用する事業者をサポートする制度ではありません。これから高齢者（60歳以上）を新規採用する場合には、**特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）**を活用してください。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	
助成額	60万円（対象労働者1人あたり） 30万円×2期 ※大企業の場合50万円（25万円×2期） 短時間勤務の場合は減額あり
対象者	母子家庭の母、 高齢者（60歳以上） 、障害者、など
主な要件	ハローワーク紹介等で採用すること（被保険者であること） 雇用形態が 正規雇用、無期雇用、自動更新の有期雇用 のいずれかであること
申請先	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形支部 (TEL) 023 - 674 - 9567

コースによって申請時期が異なる

65歳超雇用推進助成金は、3つのコースごとに申請の時期（締め切り）が異なります。コースごとの申請の時期については、以下の通りです。

コース名	申請の時期（締め切り）
65歳超継続雇用促進コース	制度実施日の属する月の翌日から起算して 4ヶ月以内の各月月初から15日まで
高齢者評価制度等雇用管理改善コース	【計画の申請】「 雇用管理整備計画書 」を計画開始の 3ヶ月前の日 までに申請
	【支給申請】 計画期間終了日の翌日から 6ヶ月後の日の翌日から 2ヶ月以内
高齢者無期雇用転換コース	【計画の申請】「 無期雇用転換計画書 」を計画開始の 3ヶ月前の日 までに申請
	【支給申請】 対象者に対して転換後賃金を6ヶ月分 支給した日の翌日から起算して 2ヶ月以内

申請先がハローワークではない

雇用関係助成金は申請先が労働局（助成金センター、雇用環境・均等室）やハローワークであるケースが大半です。しかし65歳超雇用推進助成金は、**(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が申請先**となります。

各コースの助成額や支給要件は要確認

今月号では助成額や支給要件について詳細を説明しておりません※1が、それぞれのコースについて助成される金額や支給要件が異なりますので取り組みを計画する前に確認が必要です。制度を規定した際に経費を要した事業主であること、事前に計画書を申請しておく必要があること、などコースによって大きな違いがあります。（※1別添リーフレットの参照をお願いします）

ハローワーク米沢

令和7年2月20日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください